

許可番号第02320160801号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 あま市新居屋上古川13番地24

氏 名 株式会社 アラマキ 代表取締役 荒牧 勝 様 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを 証する。

愛知県知事 大 村 秀



許可の年月日 許可の有効年月日

平成29年 3月31日 平成34年 3月26日

- 1 事業の範囲
- (1)事業の区<mark>分</mark> 中間処分(切断、選別)
- (2) 産業廃棄物の種類

ア切断

NOCOP 再複写無効

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、 金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 4品目

イ 選別

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目

- 2 事業の用に供するすべての施設
- (1) 切断施設

許可番号第02320160801号

- ア 設置場所
 - あま市七宝町下田江西26番
- イ 設置年月日 平成24年3月2日
- ウ処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。)

10.08t/日(1.26t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く。) 6.4t/日 (0.8t/時間)

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、 金属くず(自動車等破砕物を除く。)

6.4t/日 (0.8t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器く ず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

6.4t/日(0.8t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を 除く。)

8.4t/日(1.05t/時間)

- エ 許可年月日及び許可番号 該当なし
- (2) 選別施設
 - ア 設置場所 あま市七宝町下田江西26番
 - イ 設置年月日 平成24年3月2日
 - ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除 く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴 って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産 業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

81.6m3/日 (10.2m3/時間)

- エ 許可年月日及び許可番号 該当なし
- 許可の条件

NOCOPY 再複写無効

許可番号第 0 2 3 2 0 1 6 0 8 0 1 号

なし

4 許可の更新又は変更の状況平成24年 3月27日 新規許可平成29年 3月31日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

④ · 無



